

独立行政法人 情報処理推進機構
第二期中期計画

平成20年3月31日
独立行政法人
情報処理推進機構

目 次

前 文	1
．国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	3
1. ITの安全性向上に向けた情報セキュリティ対策の強化	
～誰もが安心してITを利用できる経済社会を目指した未然防御策等の提供～	3
(1) 情報システムに対する脅威へのプロアクティブな総合的対策	3
(2) 中小企業の情報セキュリティ水準の底上げと国民一般への普及啓発	3
(3) 情報セキュリティ分野における国際協力の推進	4
(4) 情報セキュリティ対策を支える技術的評価能力の向上、分析機能の強化	4
(5) 社会がよりセキュアな製品・システムを享受できる環境の整備	4
2. 情報システムの信頼性向上に向けたソフトウェアエンジニアリングの推進	
～信頼性の高いソフトウェアを効率的に開発するための手法・ツール・データベース等の提供・普及～	5
(1) 「見える化」をはじめとするエンジニアリング手法によるITシステムの信頼性確保	5
(2) 地域・中小企業のためのシステム構築手法の提供	6
(3) 海外有力機関との国際連携	6
3. IT人材育成の戦略的推進	
～スキル標準と情報処理技術者試験を駆使したグローバルに通用する人材育成手法等の普及～	7
(1) 産業競争力を強化するための高度IT人材の育成	7
(2) 地域・中小企業のIT化を促進する人材育成	7
(3) ITのグローバル化への人材面での対応	7
(4) 突出したIT人材の発掘・育成と活躍できる環境の整備	8
4. 開放的な技術・技術標準の普及及びソフトウェア利用者の利便性向上のための環境整備	
～システム連携等の相互運用性の確保に向けたオープンなソフトウェア基盤の整備～	9
(1) オープンソフトウェアの利用促進	9
(2) 中小企業経営の革新を実現するITベンチャーへの支援	10
(3) 債務保証事業等	10
．業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	11
1. PDCAサイクルに基づく継続的な業務運営の見直し	11
2. 機動的・効率的な組織及び業務の運営	11
3. 戦略的な情報発信の推進	11
(1) ITに係る情報収集・発信等(シンクタンク機能の充実)	11
(2) 戦略的広報の実施	12

4. 業務・システムの最適化	12
5. 業務経費等の効率化	12
6. 総人件費改革への取組み	12
7. 調達の適正化	13
. 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置	14
1. 自己収入拡大への取組み	14
2. 決算情報・セグメント情報の公表の充実等	14
3. 地域事業出資業務(地域ソフトウェアセンター)	14
. 予算(人件費見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画	15
1. 予算	15
2. 収支計画	15
3. 資金計画	15
. 短期借入金の限度額	15
. 重要な財産の譲渡・担保計画	15
. 剰余金の使途	15
. その他主務省令で定める業務運営に関する事項	16
1. 施設及び設備に関する計画	16
2. 人事に関する計画	16
3. 中期目標期間を超える債務負担	16
4. 積立金の処分に関する事項	16

別紙

予算	17
収支計画	24
資金計画	29

前 文

1. 21世紀における我が国の持続的な経済発展を確保するとともに、社会・国民生活が直面する諸課題の解決のために、情報技術(IT)の持つ、これまでの経済活動や国民生活を大きく変化させていく力(ITの構造改革力)の追求とそのような構造改革力を支えるIT基盤の整備がますます重要となっている。

これを踏まえ、国家レベルの計画やビジョンとして、「IT新改革戦略¹」、「第1次情報セキュリティ基本計画²」、「第3期科学技術基本計画³」、「イノベーション25⁴」、「情報サービス・ソフトウェア産業維新⁵」及び「高度IT人材の育成をめざして⁶」等が策定されている。独立行政法人情報処理推進機構(以下、「機構」という。)は、今後とも政策当局との緊密な連携を図りながら、情報化社会のシステムを磐石なものとするため、上記の計画やビジョンに盛り込まれた各種施策を実施する中核的機関として事業を実施していく。

2. IT、特にソフトウェアの開発やITを活用した新たなビジネスモデルの構築が、グローバルな開発の場やマーケットにおいて加速的に展開されつつある。また、情報セキュリティ面での攻撃・防御も国境を越えて広がっている。情報社会システムの安寧と健全な発展においては、グローバルな視点での取り組みが極めて重要になっている(「ITのグローバル化」)。

さらに、ソフトウェアは工業製品と比べて、そのライフサイクルを通じて圧倒的に人手に頼るものであり、その開発・運用には多くの人的資源の投入が必要であることに鑑みると、層の厚い人的基盤を持つアジア諸国と連携強化を図りつつ人材育成に取り組んでいくことも必要である。

このようなITのグローバル化という不可逆な大きな流れを踏まえつつ、機構は、次の4つの視点を軸足として事業を実施する。

社会基盤としてのITの安全性・信頼性の向上

ITは、国民生活における利便性の飛躍的向上をもたらすとともに、あらゆる産業における付加価値創造の源泉となるなど、我が国の国民生活・経済活動を支える社会基盤となっている。こうした中、安心して利用できるITへの要求は格段に増大しており、積極的な情報セキュリティ対策及びソフトウェアエンジニアリングの推進を図ることにより、ITの安全性・信頼性の向上を目指す。

国際競争力の強化

自動車、家電等我国をリードする産業の国際競争力をソフトウェア等のITが支えていることから、ソフトウェアの品質・信頼性及び開発の生産性の向上を図るとともに、我が国産業の裾野を支える中小企業のIT化を促進することにより、我が国産業の国際競争力の向上を目指す。

世界に通用する高度IT人材の育成

ITによる構造改革力の追求や我が国の国際競争力向上のためには、ITを活用して高い付加価値を創造できる高度IT人材をはじめとする層の厚い人的基盤が必要である。このため専門的知見を有するIT人材の育成を視野に入れた事業運営を行うとともに、機構の有する情報処理技術者試験や3つのスキル標準(ITスキル標準、組込みスキル標準、情報システムユーザスキル標準)といった強力なツールを駆使した人材育成に取り組む。

¹ IT新改革戦略：平成18年1月19日 IT戦略本部決定。

² 第1次情報セキュリティ基本計画：平成18年2月2日 情報セキュリティ政策会議決定。

³ 第3期科学技術基本計画：平成18年3月28日 閣議決定。

⁴ イノベーション25：平成19年6月1日 閣議決定。

⁵ 情報サービス・ソフトウェア産業維新：平成18年9月14日 産業構造審議会 情報経済分科会 情報サービス・ソフトウェア小委員会公表。

⁶ 高度IT人材の育成をめざして：平成19年7月20日 産業構造審議会 情報経済分科会 情報サービス・ソフトウェア小委員会人材育成ワーキンググループ公表。

ユーザの目線に立った事業運営

IT産業のみならず、特に中小企業を中心としたITを利用する産業や家庭を含めた一般国民というユーザの目線に立った事業運営を目指す。このため、常に国民にわかりやすい形での情報提供に努めるとともに、中小企業や一般国民でも使いやすいツール等の提供・普及を行っていく。また、地域における諸活動とも積極的に連携していく。

3. ITは、国民生活・経済社会活動に広く利用されていることから、その関係者は、規模、業種、官民の別によらず、また、個人、団体を問わず広がっている。このような広範な関係者に対して機構の機能を提供していくため、機構を核とした産学、地域等の関係者を糾合したコミュニティを醸成する。機構は、こうしたコミュニティを活用しつつ、安全性・信頼性の確保、競争力の強化、地域活性化、環境負荷の低減等をキーワードに、情報システムに関連する、評価ツール、データベース、ベストプラクティス、標準、ガイドライン等を広範な関係者に提供・普及していく。また、機構の有する、情報セキュリティ対策の推進、ソフトウェアエンジニアリングの推進、及び IT人材の育成という三つの中核的機能を有機的に連携し、効果的、効率的に事業を推進する。

国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき

措置

1. ITの安全性向上に向けた情報セキュリティ対策の強化

～誰もが安心してITを利用できる経済社会を目指した未然防御策等の提供～

近年、ITは我が国の国民生活や経済活動を支える社会基盤となっている。このような中で、個人や企業が情報システムに関する脅威に晒されるリスクも格段に増大している。また、経済活動のグローバル化等に伴い、情報システムに関する脅威も変質・多様化し、国境を越えた攻撃も行われている。

ITを安心して使える環境を整備するため、広くIT利用企業や国民一般に向けたプロアクティブな情報セキュリティ対策の推進、国際的な視野に立った評価・分析機能の強化、社会がよりセキュアな製品・システムを享受できる環境の整備を行う。

我が国の情報セキュリティ対策の中心的役割を果たすことを目指す実施機関として、国内外の関係機関との連携を図りつつ、これらの対策を推進する。

(1) 情報システムに対する脅威へのプロアクティブな総合的対策

(1.1) ウィルス等の脅威への対応

急速に変化しつつある脅威を的確に把握するとともに、悪意あるサイト等の情報を積極的に収集・分析し、広く国民一般に対し、傾向や対策等の情報提供を行う。

暴露ウィルス対策等の情報漏えい対策を積極的に推進する。

ユーザからの相談・問い合わせ対応については、自動応答システム等の活用により効率化を図りつつ実施する。

(1.2) 情報システムの脆弱性に対する適切な対策の実施

「脆弱性関連情報届出受付制度」を引き続き着実に実施するとともに、関係者との連携を図りつつ、脆弱性関連情報をより確実に利用者に提供する手法を検討する。

日本の競争力の源泉の一つである組込み機器の脆弱性に関する対策の提示等を行う。

生体認証機器の脆弱性に関する調査等を実施する。

(1.3) 社会的に重要な情報システムに関する対策支援

重要インフラ分野等の社会的に重要な情報システムについて、関係府省等の求めに応じて、セキュリティ強化のための調査、普及、啓発等を行う。

(2) 中小企業の情報セキュリティ水準の底上げと国民一般への普及啓発

中小企業に対して、適切な情報管理の在り方を、公正な取引の観点や実態を踏まえたガイドライン等として整理し、提供する。

地域の中小企業等が情報セキュリティ対策について身近で相談できる人材の育成を図るとともに、地域の情報セキュリティ啓発のための協力体制を構築する。

地域の中小企業等に対して、情報セキュリティ対策の啓発を行うための情報セキュリティセミナーを毎年度25か所以上で開催する。また、広く国民一般にセキュリティ対策を周知するため、ポータルサイト等と連携し、更なる啓発活動を実施する。

(3) 情報セキュリティ分野における国際協力の推進

米国標準技術研究所(NIST⁷)、韓国情報保護振興院(KISA⁸)等の各国の情報セキュリティ機関との連携を通じて、暗号技術や組込み分野等における最新情報の交換、情報セキュリティ水準に関する国際比較可能な指標の策定等に取り組む。

アジア地域等における情報セキュリティ対策の向上のため、情報セキュリティに関する各種ツール、データベース等の提供を行い、情報セキュリティ対策の知見等を提供する。

暗号・セキュリティ製品やモジュールの認証、セキュリティ・マネジメント等広範に亘る情報セキュリティ対策の国際標準化や新たな手法の開発に係わる国際活動に積極的に参加し、貢献していく。

(4) 情報セキュリティ対策を支える技術的評価能力の向上、分析機能の強化

CRYPTREC⁹の事務局を引き続き務めるとともに、2010年代に予想される一部の暗号の世代交代を見据え、政府機関等による電子政府システム及びその関連システムの移行計画の策定等を支援する。また、民間セクターにおける暗号利用システムの円滑な移行を図るための情報提供を行う。

情報セキュリティに関する脅威・攻撃行動を分析・評価する機能を強化し、ITを利用する企業や国民に向けた積極的なセキュリティ対策を図るため、必要な情報提供を行う。

技術的評価能力の向上に資するため、関連機関との連携を図りつつ、最新技術動向の情報収集等を行う。

社会的要請に応じたセキュリティに関する調査・分析を実施する。

(5) 社会がよりセキュアな製品・システムを享受できる環境の整備

ITセキュリティ評価及び認証制度において、制度利用者の視点に立った評価・認証手続の改善、評価等に関する人材の育成、積極的な広報活動等を実施する。特に、認証書発行までにかかる期間の短縮に努め、機構内での処理期間を40日(就業日ベース)以内とすることを目指す。

政府調達等における情報セキュリティの確保に資するため、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」の改訂に応じて、「セキュリティ調達要件ガイドライン」の整備に協力する。また、調達担当者等に対して、認証された機器等の情報提供を行う。さらに、地方公共団体への普及啓発に努める。

暗号モジュール試験及び認証制度(JCMVP¹⁰)について、試験等に関する人材の育成を図るとともに、積極的な広報活動を実施する。

⁷ NIST：米国標準技術研究所(National Institute of Standards and Technology)。

⁸ KISA：韓国情報保護振興院(Korea Information Security Agency)。

⁹ CRYPTREC：CRYPTography Research and Evaluation Committees。電子政府推奨暗号の安全性を評価・監視し、暗号モジュール評価基準等の策定を検討するプロジェクト。

¹⁰ JCMVP：暗号モジュール試験及び認証制度(Japan Cryptographic Module Validation Program)。

2. 情報システムの信頼性向上に向けたソフトウェアエンジニアリングの推進

～信頼性の高いソフトウェアを効率的に開発するための手法・ツール・データベース等の提供・普及～

ソフトウェアの品質・信頼性及び開発の生産性の向上を図り、製造業をはじめとする国内産業の国際競争力の底上げを目指す。このため、ソフトウェア開発プロジェクトにおいて定量的に測定・分析できる評価基準・手法等を駆使して品質・信頼性及び開発の生産性を高める実践的なソフトウェア開発手法(ソフトウェアエンジニアリング)を高度化し、そのツール化、データベース化(「ソフトウェアエンジニアリングiPedia¹¹(仮称)」の構築)を行う。毎年度、2件以上のツール・データベースを構築・提供する。また、上流工程の取り組みを強化するため、ベンダ・ユーザの連携を促進するとともに、関係者間の課題を解決する手法、技術を開発する。さらにトップレベルの経営層の参画を促しつつ、中小企業を含め、広く産業全般への導入を推進する。

(1)「見える化」をはじめとするエンジニアリング手法によるITシステムの信頼性確保

(1.1) エンタプライズ系

重要インフラ分野における情報システムについて、品質・信頼性確保に関する実証的なデータの収集を行うとともに、「信頼性ベンチマークシステム」を構築し、ベンダ・ユーザ企業双方に対して提供する。また、収集、分析したデータに基づき、経済産業省が行う「情報システムの信頼性向上に関するガイドライン¹²」の改訂を支援するとともに、システムの品質・信頼性を確保するための手法及び基準を整備する。さらに、情報システムにおける障害情報の収集、要因分析、体系化及び障害への対応方法等について検討を進める。

特に金融、証券、エネルギー等の重要インフラ分野における情報システムの品質・信頼性確保を図るため、これらのソフトウェアライフサイクル全般にわたり「見える化」のための手法の導入を促進し、データに基づく定量的なプロジェクト管理、運営の定着を目指す。さらに、品質・信頼性等の向上を図る新たなツールとして、UML¹³設計ドキュメント分析ツール、類似プロジェクト検出ツール等を開発し、ベンダ・ユーザ企業双方への導入を促進する。

(注)「見える化」のための手法として、第一期中期目標期間中、「定量データに基づくプロジェクト診断支援ツール」、「ソフトウェア開発プロジェクト可視化ツール(EPM¹⁴ツール)」等を策定した。ソフトウェアのサービス化(SaaS¹⁵)、モジュール化(SOA¹⁶、プロダクトライン¹⁷等)、コード自動生成等の新技術を活用することにより、高い生産性を実現するシステム開発手法・基準等を提供する。これらの結果を踏まえ、高生産性技術導入手法・支援ガイドを策定し、そのツール化を図る。

(1.2) 組込み系

組込みシステムの品質・信頼性を確保するための客観的な基準やテスト完了基準等の検討を行い、開発プロセス、開発管理等に関する基準を「組込みシステム信頼性標準(ESQR¹⁸)」として策定し、そのツール化を図る。

¹¹ iPedia：情報(information)の“i”、ギリシャ語で教育・知識・学問を意味する“Pedia(Paideia)”からの造語。

¹² 情報システムの信頼性向上に関するガイドライン：平成18年6月15日 経済産業省公表。

¹³ UML：統一モデリング言語(Unified Modeling Language)。

¹⁴ EPM：Empirical Project Monitor。

¹⁵ SaaS：Software as a Service。ネットワークを通じて顧客にアプリケーションソフトの機能を必要に応じて提供する仕組み。

¹⁶ SOA：Service Oriented Architecture。大規模なシステムを「サービス」の集まりとして構築する設計手法。

¹⁷ プロダクトライン：ソフトウェア部品のカatalog化により開発の生産性向上等を図る手法。

¹⁸ ESQR：組込みシステム信頼性標準(Embedded System Quality assurance Reference)。

自動車分野で政府の実施する自動車向け組込みソフトウェア開発プロジェクトに第一期中期目標期間中の成果を集中的かつ体系的に投入し、実証実験を行う。その結果を踏まえた改善を行うことにより、組込みシステムの品質・信頼性及び開発の生産性を向上させる手法の高度化を図るとともに、そのツール化を行い、自動車分野への導入を促進する。さらに順次、産業機械、情報家電等の分野への展開を図る。

(注) 第一期中期目標期間中、組込みスキル標準(ETSS¹⁹)、コーディング作法ガイド(ESCR²⁰)等を策定した。

(2) 地域・中小企業のためのシステム構築手法の提供

地域における行政、産業団体等との連携を深め、ソフトウェアエンジニアリングの普及を図る。また、中小企業がシステムを導入する際に、ソフトウェア・エンジニアリング・センター(SEC)の成果を活用できるよう、ツール等の改訂を行い、その利便性、操作性を向上させるとともに、中小企業のシステム構築を支援するガイド等を整備する。

(3) 海外有力機関との国際連携

米国カーネギーメロン大学ソフトウェアエンジニアリング研究所(SEI²¹)、独国フラウンホーファ協会実験的ソフトウェアエンジニアリング研究所(IESE²²)等の米欧の代表的機関との共同作業を進めるとともに、定量データ分析等我が国が開発した標準、手法の国際的評価を高め、世界有数のソフトウェアエンジニアリング拠点を目指す。

SECで確立したソフトウェアエンジニアリング手法について、我が国の国際競争力の確保に留意しつつ、JIS化や国際標準化を推進する。

¹⁹ ETSS：組込みスキル標準(Embedded Technology Skill Standards)。

²⁰ ESCR：コーディング作法ガイド(Embedded System development Coding Reference)。

²¹ SEI：米国カーネギーメロン大学ソフトウェアエンジニアリング研究所(Software Engineering Institute)。

²² IESE：独国フラウンホーファ協会実験的ソフトウェアエンジニアリング研究所(Institute for Experimental Software Engineering)。

3. IT人材育成の戦略的推進

～スキル標準と情報処理技術者試験を駆使したグローバルに通用するIT人材育成手法等の普及～

情報処理技術者試験、3つのスキル標準(ITスキル標準、組込みスキル標準、情報システムユーザースキル標準)等、機構の有する強力なツールを活用して、産業競争力の強化に資する高度IT人材をはじめとする層の厚い人的基盤の構築に向けて、IT人材の育成策を戦略的に推進する。

(1) 産業競争力を強化するための高度IT人材の育成

目指すべき高度IT人材像に即した職種(キャリア)と求められるスキルを示した共通のキャリア・スキルフレームワークを構築する。同フレームワークをITスキル標準、組込みスキル標準、情報システムユーザースキル標準の参照モデルと位置付け、3スキル標準の整合性の確保及びその普及を図る。

情報処理技術者試験を同フレームワークにおけるレベル判定の尺度として活用できるものとして位置付け、抜本的な改革を行う。また、民間企業がレベルの認定・審査をするため、ガイドラインの整備等を実施する。

社会人として誰もが共通に備えておくべき情報技術に関する基礎的知識を測る「ITパスポート試験」を創設し、IT人材の裾野を広げることを目指す。なお、本試験については、第二期中期目標期間中にCBT²³方式で実施し、受験機会の拡大に寄与する。また、IT教育を支援するため、ITパスポート試験のシラバスの作成、必要な情報の提供等を行う。

産学との連携を図りつつ、高度IT人材育成のための実践的な人材育成手法を調査研究するとともに、IT人材育成に関する情報を収集・発信するためのデータベース(「IT人材育成 iPedia」)の充実及び教育プログラムの整備を図ることにより、産学における実践的な人材育成の実施を支援する。

人材育成の環境整備の一環として、専門性の高い高度なスキルを持つ専門家の連携体(プロフェッショナル・コミュニティ)の確立、強化を図るとともに、これを通じた高度IT人材の育成を支援する。

特に人材不足が著しい組込み分野においては、政府の実施する自動車向け組込みソフトウェア開発プロジェクトにおいて、組込みスキル標準を活用した実証実験等を行い、技術者能力の「可視化」(「見える化」)を図る。

(2) 地域・中小企業のIT化を促進する人材育成

中小企業経営者等に対して、経営とITに精通した専門家を通じた経営上の課題解決に資する支援等を行う。また、日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会等との情報交換を密接に行う等、中小企業のIT経営を促進する事業に積極的に参加する。

地域におけるIT人材の育成を促進するため、情報関連人材育成事業を行う地域の取組みと連携して、IT人材施策の地域展開を図る。

(3) ITのグローバル化への人材面での対応

スキル標準の国際展開を推進するとともに、アジア各国教育機関との提携により、スキル標準準拠カリキュラム導入を支援する。

情報処理技術者試験のアジア展開については、相互認証の維持・発展、アジア共通統一試験の定着、及びITパスポート試験を含む新たな情報処理技術者試験の普及を中心に強化を図る。

²³ CBT : Computer Based Testing. コンピュータで受験する試験。

国際標準化の議論が進んでいるソフトウェア技術者認証やプロジェクトマネジメント手法等については、国内対応委員会の事務局を務めるとともに、機構の有する知見を活かし、我が国にとって親和力の高いものとしていく。

(4) 突出したIT人材の発掘・育成と活躍できる環境の整備

ソフトウェア関連分野においてイノベーションを創出することのできる、独創的なアイデア、技術を有するとともに、これらを活用していく能力を有する優れた個人(スーパークリエータ)を優れた能力と実績を持つプロジェクトマネージャーのもとに発掘・育成する。その際、環境負荷軽減に見識をもつプロジェクトマネージャーを配置し、省資源、リソースの節約等を考慮したテーマ設定をも行い、環境負荷軽減に資する。

スーパークリエータとして認定された者が、新たなスーパークリエータの発掘を行う等の人材育成へ参画していく環境を整備するとともに、ビジネス化の能力を発揮できるよう、産業界との連携を促進する。また、発掘した人材や成果等に関するデータベースの提供・拡充を行う。

初等中等教育段階を含めた若年層に対する集中的な教育プログラムの実施等を通じて、若年層のITに関する意識の向上とITを自在に活用できる優れた人材の発掘と育成を図る。

4. 開放的な技術・技術標準の普及及びソフトウェア利用者の利便性向上のための環境整備

～システム連携等の相互運用性の確保に向けたオープンなソフトウェア基盤の整備～

(1) オープンソフトウェア²⁴の利用促進

第一期中期目標期間中は、オープンソースソフトウェア(OSS)が選択肢の一つとなるよう、基本ソフトウェア、ミドルウェア、アプリケーション等の開発を支援するとともに、性能評価、学校・地方公共団体への導入実証を行なった。第二期中期目標期間中は、これらの成果を踏まえ、システム連携等の相互運用性確保に必要な不可欠なソフトウェア基盤の整備、情報システムの中立公平な仕様記述に不可欠な技術参照モデルの策定、人材育成等に重点的に取り組み、国際的な視野の下、オープンソフトウェアの利用促進を図る。

(1.1) オープンな標準の普及と国際協力の推進

公的機関の「情報システムに係る政府調達の基本指針」²⁵による調達を実効あるものとするため、公的機関に対してオープンな標準の普及・拡充を図る。このため、多くの標準技術の中から公的機関の採用に適した技術標準を抽出したガイドライン及び技術参照モデル(TRM²⁶)等の策定、適合性評価等を行う。

公的機関が旧情報システムからオープンな標準に基づく新しいシステムへ円滑に移行するための環境整備(SOA、SaaS、認証、文書フォーマット標準、文字コードの相互運用性等)及び旧システムからの移行用ツールの提供を行う。

日本OSS推進フォーラム及び北東アジアOSS推進フォーラム等の活動と連携し、共通カリキュラムの策定・普及等をはじめとして、日中韓及びアジアにおけるOSS普及促進に係わる協力を推進する。また、欧米を始めとする世界の関係機関と連携して、オープンソフトウェアに関する最新情報を収集し、提供する。

(1.2) オープンソフトウェアに係る人材育成

ユーザ及び供給者の双方を視野に入れ、政府・地方公共団体等の職員及び地方・中小ITサービス事業者等を対象として、オープンソフトウェアに係るモデルカリキュラム等の作成・普及を行う。また、これに基づき行われる研修事業を支援する。

(1.3) OSSの組み込みシステムへの利用促進

組み込みシステムにおいて、OSSがより安心して利用されるよう、国際的観点に立って、ライセンス条項、特許問題等の法的課題の解決に向けた取り組みを行う。

(1.4) 普及・啓発

オープンソフトウェアの円滑な導入を図るため、オープンソフトウェアに関する性能評価、活用事例等の客観的な情報を収集し、「OSS iPedia」を通じた情報発信を拡充する。

OSSの開発・評価等を行うための支援環境として各種ツールを整備し、「OSSオープン・ラボ」として提供するとともに、その拡充を図る。

オープンな標準に係る技術について調査研究及び評価を行う。

²⁴ オープンソフトウェア：オープンな標準とオープンソースソフトウェア(OSS)の総称と定義。

²⁵ 情報システムに係る政府調達の基本指針：総務省が「各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議」の決定として、2007年3月に公表。各府省の情報システムの調達について、大規模システム(設計・開発が5億円以上)の分離調達の原則、オープンな標準に基づく要求要件の記載の優先等が明記された。

²⁶ TRM：技術参照モデル(Technical Reference Model)。仕様書作成の際などに参照する、実用的なモデルを、商品名等を用いず、オープンな標準技術のみを使って作成したガイド。

(2) 中小企業経営の革新を実現するITベンチャーへの支援

経済産業省の実施する中小企業向けSaaS整備事業と連携して、SaaS・ASP型等の新規性のあるソフトウェアを開発するベンチャー企業に対する支援を行う。

(3) 債務保証事業等

(3.1) 新技術債務保証制度の普及及び利便性の向上

中小企業等の利用拡大を図るため、ウェブサイトを通じた制度や活用事例の紹介、金融機関の営業担当者向けの制度説明会や研修等を積極的に実施する。

利用企業のニーズに応えるため、審査水準を維持しつつ、審査期間の短縮に努め、20日以下とする。

(3.2) 新技術債務保証制度の健全性の確保

資金繰りチェック等、審査力の強化により不良債権の発生を抑え、第二期中期目標期間中平均で代位弁済率8%以下を目指し、第二期中期目標期間中の収支均衡を図る。

(3.3) 新技術債務保証制度の見直し

新技術債務保証制度については、的確な金融判断を発揮する観点から、新技術債務保証基金の規模の適切な見直し等を図った上で、今後の業務実績等を踏まえつつ、第二期中期目標期間中に廃止等の見直しを行うものとする。

(3.4) 一般債務保証業務

一般債務保証(第一期中期目標期間末に廃止)の保証債務については、管理コスト等も勘案の上、引き続き適切に管理する。なお、一般債務保証業務廃止に伴う政府出資金相当額については、所要の法改正が措置されることを前提に、被保証者から当該融資金融機関への償還状況を勘案しつつ、第二期中期目標期間中を目途に国庫に全額返納するものとする。

(3.5) 業務の見直し

未踏ソフトウェア創造事業、中小ITベンチャー支援事業、オープンソースソフトウェア活用基盤整備事業については、第一期中期目標期間をもって廃止する。また、中小企業経営革新ベンチャー支援事業は平成21年度をもって終了し、オープンソフトウェア利用促進事業は平成22年度をもって終了する。

・業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1. PDCAサイクルに基づく継続的な業務運営の見直し

- (1) 各事業や管理事務の遂行における費用対効果の向上を図るため、計画の策定、実行、評価、改善のPDCAサイクルに基づく継続的な業務運営の見直しを実施する。
- (2) 外部有識者、利用者アンケート等による第三者の意見・評価、フォローアップ調査、アウトカム分析等により、各事業の厳格かつ客観的な評価・分析を実施し、その結果を事業選択や業務運営の効率化に反映させることにより見直しの実効性を確保する。その際、毎年度、100人以上の有識者・利用者からヒアリング(「100者ヒアリング」)を実施する。

2. 機動的・効率的な組織及び業務の運営

- (1) PDCAサイクルに基づく継続的な業務運営の見直しの結果を反映させるとともに、ITを巡る内外の情勢変化等を踏まえ、運営効率向上のための最適な組織体制に向けて不断の見直しを図る。
- (2) 組織内外の課題に対応するため、相乗効果をもたらすような部署間連携の強化を図るとともに、外部専門人材も含めたワーキンググループやタスクフォースの設置等を行うことにより、機動的・効率的な組織・業務運営を行う。
- (3) 業務内容や専門性に応じて柔軟に活用できる多様な外部専門人材を機動的・積極的に活用し、情勢の変化への対応力を高めるとともに、知識の習得や蓄積を通じて組織のパフォーマンス向上に努める。
- (4) 組織内の個々人が最大限のパフォーマンスを発揮できるよう、業績評価制度とそれに基づく処遇の徹底や外部研修の活用等を積極的に行い、職員の業務遂行能力の向上を図る。
- (5) 業務内容に応じて民間事業者や外部専門機関を有効に活用することにより、業務の効率化を図る。民間事業者や外部専門機関の選定に当たっては、可能な限り競争的な方法により行うとともに、十分な公募期間の設定と情報提供を行う。
- (6) 情報処理技術者試験の試験会場の確保・試験運営業務について、第二期中期目標期間中に全支部で民間競争入札を実施する。民間競争入札の結果を踏まえ、問題がない場合には、第二期中期目標期間中に支部を全廃するものとする。

3. 戦略的な情報発信の推進

(1) ITに係る情報収集・発信等(シンクタンク機能の充実)

ユーザニーズ等に関する市場動向、ITの最新動向、国際標準化動向等の調査を国内外に涉って行い、情報サービス・ソフトウェア産業に係る各種情報を蓄積し、積極的な情報発信を実施する。

海外関連機関との連携強化や国際会議への積極的な参加等を通じ、国際的な情報発信及び国際動向の把握に努める。

ITの安全性・信頼性向上に資する基準・標準の策定及び事業成果のツール化、データベース構築、ガイドブック作成等を行い、利便性の高い情報提供を行う。

産学官の有識者から構成される研究会を設置し、我が国の情報サービス・ソフトウェア産業の更なる発展のために、数年先の技術動向を見据え今後注力していくべき技術分野等の抽出を行う。また、当該技術分野等における動向調査・分析及び「技術ロードマップ」の策定を行う。

(2) 戦略的広報の実施

各事業の内容及び成果の特徴、対象等を見据え、最も効果的な広報手法を検討し、実施する。また、PDCAサイクルに基づき、広報活動の継続的な見直しを実施する。

事業成果については、事業終了後早期に公開する。また、成果発表会、各種セミナー等の開催及び外部IT関連イベントへの出展等を積極的に行い、事業成果の普及を図る。さらに、事業成果の経済社会に対する効果や貢献に関する調査を行い、その結果について広く公開する。利用者の利便性向上のため、ウェブサイトの画面構成の向上に努める。さらに、英語版を充実させ、海外への情報発信を強化する。

報道関係者の事業内容に関する理解促進のため、説明会・懇談会等を毎年度4回以上実施するとともに、個別取材の対応を積極的に実施する。また、総数40,000件以上のメーリングリスト等を活用した積極的な情報発信、情報提供を行う。

4. 業務・システムの最適化

「独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策」[平成17年6月29日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定]等の政府の方針を踏まえ、第一期中期目標期間中に策定した「業務・システム最適化計画」に基づき、内部統制の充実を視野に入れつつ、機構の主要な業務・システムの最適化・効率化を図る。

5. 業務経費等の効率化

運営費交付金を充当して行う業務については、第二期中期目標期間中、一般管理費(人事院勧告を踏まえた給与改定分、退職手当を除く。)について毎年度平均で前年度比3%以上の効率化を行うとともに、新規に追加されるもの、拡充分を除き、業務経費について毎年度平均で前年度比3%以上の効率化を行う。

6. 総人件費改革への取組み

(1)総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)等に基づき、5年間で5%以上を基本とする削減(平成22年度までに平成17年度比5%以上の削減(競争的研究開発費等の受託事業に係る人件費を除く))の着実な実施を図るとともに、役職員の給与に関し国家公務員の給与構造改革等を踏まえた適切な見直しを実施する。さらに、経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。

(2)給与水準については、ラスパイレス指数、役員報酬、給与規程及び総人件費を引き続き公表する。また、給与水準についての検証を行い、これを維持する合理的な理由がない場合には必要な措置を講じることにより、給与水準の適正化に取り組み、その検証結果や取組み状況を公表する。

7. 調達の適正化

業務委託等の調達においては一般競争入札等(競争入札及び企画競争・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。)の導入・範囲拡大等、適正な契約形態の選択等を通じた業務運営の一層の効率化を図る。具体的には、随意契約については、平成19年12月に策定した「随意契約見直し計画」を着実に実施し、やむを得ない案件を除き、原則、平成20年度末までに一般競争入札等に移行するとともに、その取組み状況を公表する。契約が一般競争入札等による場合であっても、特に企画競争、公募を行う場合には、競争性、透明性が確保される方法により実施することとする。さらに、入札・契約の適正な実施について、監事等による監査を受けるものとする。

・財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 自己収入拡大への取組み

行政改革の主旨を踏まえ、自己収入の増加を図る観点から、受益者が特定でき、受益者に応分の負担能力があり、負担を求めることで事業目的が損なわれない業務については、経費を勘案して、適切な受益者負担を求めていくこととする。

2. 決算情報・セグメント情報の公表の充実等

機構の財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実等を図るものとする。

3. 地域事業出資業務（地域ソフトウェアセンター）

(1) 地域ソフトウェアセンターについては、経営状況を的確に把握するとともに、経営改善を目指して積極的な指導・助言等を行う。地域ソフトウェアセンター協議会を毎年度3回以上開催し、地域ソフトウェアセンター間の情報交換を促進する。

(2) 事業の成果が見込めず、かつ、以下の基準に該当するものは、他の出資者の合意のもと整理を進める。

主要株主である地方自治体・地元産業界からの直接的、間接的な支援が得られない場合。
経営改善を行っても、繰越欠損金が増加（3期連続を目安）又は増加する可能性が高い場合。

．予算（人件費見積もりを含む。） 収支計画及び資金計画

1. 予算（別紙参照）

- 総表（別紙 1 - 1）
- 事業化勘定（別紙 1 - 2）
- 試験勘定（別紙 1 - 3）
- 一般勘定（別紙 1 - 4）
- 地域事業出資業務勘定（別紙 1 - 5）

2. 収支計画（別紙参照）

- 総表（別紙 2 - 1）
- 事業化勘定（別紙 2 - 2）
- 試験勘定（別紙 2 - 3）
- 一般勘定（別紙 2 - 4）
- 地域事業出資業務勘定（別紙 2 - 5）

3. 資金計画（別紙参照）

- 総表（別紙 3 - 1）
- 事業化勘定（別紙 3 - 2）
- 試験勘定（別紙 3 - 3）
- 一般勘定（別紙 3 - 4）
- 地域事業出資業務勘定（別紙 3 - 5）

．短期借入金の限度額

15億円

（理由）年度当初における国からの運営費交付金の受入等が最大3ヶ月程度遅延した場合における機構職員への人件費の遅配及び機構事業費の支払遅延その他の事故等の発生により生じた資金不足を回避する。

．重要な財産の譲渡・担保計画

なし

．剰余金の使途

各勘定に剰余金が発生したときは、後年度負担に配慮しつつ、各々の勘定の負担に帰属すべき次の使途に充当できる。

- ・ソフトウェアの安全性・信頼性向上に関する業務等の充実
- ・短期の任期付職員の新規採用
- ・人材育成及び能力開発研修等
- ・広報、成果発表会等
- ・情報処理技術者試験の充実・改善、質の向上

・その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1. 施設及び設備に関する計画

なし

2. 人事に関する計画

管理業務の合理化を図り、管理業務に関する支出(人件費)の総事業費に対する割合を抑制するものとする。

(参考1)

- ・ 期初の常勤役職員数 197人
- ・ 期末の常勤役職員数の見込み 期初と同程度とする。

(注) .6に記載する効率化目標を踏まえた対応を図るものとする。

(参考2)

- ・ 中期目標期間中の人件費総額見込み(法定福利費を除く) 8,321百万円

3. 中期目標期間を超える債務負担

中期目標の期間を超える債務負担については、情報処理技術者試験業務等において当該業務が中期目標期間を超える場合で、当該債務負担行為の必要性・適切性を勘案し合理的と判断されるものについて予定している。

4. 積立金の処分に関する事項

第一期中期目標期間の最終事業年度において、独立行政法人通則法第44条の処理を行ってなお積立金があるときは、主務大臣の承認を受けた金額について、情報処理技術者試験の制度改正等に係る経費の支出及び第一期中期目標期間中に自己収入財源で取得し第二期中期目標期間へ繰り越した固定資産の減価償却費等に要する費用に充てることとする。

予算（総表）

（単位：百万円）

区 別	金 額
収入	
運営費交付金	23,559
業務収入	15,715
その他収入	1,200
計	40,474
支出	
業務経費	46,366
一般管理費	9,274
計	55,640

〔人件費の見積り〕

期間中 8,321 百万円を支出する。

但し、上記の額は、役員報酬、職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、諸支出金（法定福利費を除く。）等に相当する範囲の費用である。

〔運営費交付金の算定方法〕

ルール方式（別紙）を採用。

〔注記〕

各別表の「金額」欄の計数は、原則としてそれぞれ四捨五入によっているため、端数において合計とは一致しないものがある。

[運営費交付金の算定ルール]

平成20年度から平成24年度までの各事業年度における運営費交付金 ($G(y)$) については、次の数式により算出する。

$$\begin{aligned}
 G(y) \text{ (運営費交付金)} &= A(y-1) \text{ (一般管理費)} \times \text{(一般管理費の効率化係数)} \\
 &+ B(y-1) \text{ (事業に要する経費)} \times \text{(事業の効率化係数)} \\
 &\quad \times \text{(中長期的政策係数)} \times \text{(消費者物価指数)} \\
 &+ C(y) \text{ (調整経費)} - D(y) \text{ (自己収入)}
 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned}
 A(y) \text{ (一般管理費)}_{(注)} &= S(y) \text{ (人件費)} \\
 &\quad + \text{その他一般管理費}(y-1) \times \text{(消費者物価指数)} \\
 &\quad \text{(注)一般管理費の効率化係数を掛ける前の一般管理費} \\
 B(y) \text{ (事業に要する経費)}_{(注)} &= S(y) \text{ (人件費)} \\
 &\quad + \text{その他事業に要する経費}(y-1) \\
 &\quad \text{(注)事業に要する経費の効率化係数を掛ける前の事業に要する経費} \\
 S(y) \text{ (人件費)} &= S(y-1) \times s \text{ (人件費調整係数)} \\
 D(y) \text{ (自己収入)} &= D(y-1) \times d \text{ (自己収入調整係数)}
 \end{aligned}$$

A(y) : 運営費交付金額のうち一般管理費相当分。

B(y) : 運営費交付金額のうち事業に要する経費相当分。

C(y) : 短期的な政策ニーズ及び特殊要因に基づいて増加する経費。

短期間で成果が求められる技術開発への対応、法令改正に伴い必要となる措置等の政策ニーズ、及び退職手当の支給、事故の発生等の特殊要因により特定の年度に一時的に発生する資金需要について必要に応じ計上する。

D(y) : 自己収入。

基本財産の運用より生じる利子収入等が想定される。

S(y) : 役員報酬、職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、諸支出金等に相当する額。

係数、 s 及び d については、以下の諸点を勘案した上で、各年度の予算編成過程において、当該年度における具体的な係数値を決定する。

(一般管理費の効率化係数)

: 毎年度平均で前年度比3%以上の効率化を達成する。

(事業の効率化係数)

: 毎年度平均で前年度比3%以上の効率化を達成する。途中新規事業及び拡充分についても翌年度から年3%以上の効率化を図ることとしているため、この達成に必要な係数値とする。

(中長期的政策係数)

: 中長期的に必要となる技術シーズへの対応の必要性、科学技術基本計画に基づく科学技術関係予算の方針、独立行政法人評価委員会による評価等を総合的に勘案し、具体的な伸び率を決定する。

(消費者物価指数)

: 前年度の実績値を使用する。

s (人件費調整係数)

: 職員の採用、昇給・昇格、減給・降格、退職及び休職に起因する一人当たり給与の変動の見込みに基づき決定する。

d (自己収入調整係数)

: 自己収入の見込みに基づき決定する。

[中期計画予算の見積りに際し使用した具体的係数及びその設定根拠等]

上記の算定式に基づき、一定の仮定の下に中期計画期間中の予算を試算。

- ・ (一般管理費の効率化係数)については、前年度比3%以上の効率化を図る前提で試算。
- ・ (事業の効率化係数)については、試験勘定に係る事業を除き、前年度比3%以上の効率化、途中新規事業及び拡充分についても翌年度から3%以上の効率化を図る前提で試算。
- ・ (中長期的政策係数)については、平成20年度は1.0005516、21年度、22年度、23年度及び24年度は1として試算。
- ・ (消費者物価指数)については、各事業年度とも±0%として試算。
- ・ s (人件費調整係数)については、各事業年度とも1として試算。
- ・ d (自己収入調整係数)については、各事業年度とも1として試算。
- ・ C (調整経費)については、人事院勧告を踏まえた給与改定分を、平成20年度は18,254千円、平成21年度は17,706千円、平成22年度は、17,175千円、平成23年度は16,660千円、平成24年度は16,160千円として、退職手当を前提に、平成20年度は50,564千円、21年度は33,330千円、22年度は54,911千円、23年度は39,125千円及び24年度は46,258千円として試算。

予算（事業化勘定）

（単位：百万円）

区 別	金 額
収入	
業務収入	1
計	1
支出	
業務経費	0
一般管理費	0
計	0

〔人件費の見積り〕

期間中0百万円を支出する。

但し、上記の額は、役員報酬、職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、諸支出金（法定福利費を除く。）等に相当する範囲の費用である。

予算（試験勘定）

（単位：百万円）

区 別	金 額
収入	
業務収入	15,263
その他収入	41
計	15,303
支出	
業務経費	11,740
一般管理費	3,842
計	15,582

〔人件費の見積り〕

期間中 2,266 百万円を支出する。

但し、上記の額は、役員報酬、職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、諸支出金（法定福利費を除く。）等に相当する範囲の費用である。

予算（一般勘定）

（単位：百万円）

区 別	金 額
収入	
運営費交付金	23,559
業務収入	452
その他収入	1,121
計	25,132
支出	
業務経費	34,626
一般管理費	5,431
計	40,057

〔人件費の見積り〕

期間中6,055円を支出する。

但し、上記の額は、役員報酬、職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、諸支出金（法定福利費を除く。）等に相当する範囲の費用である。

予算（地域事業出資業務勘定）

（単位：百万円）

区 別	金 額
収入	
その他収入	39
計	39
支出	
計	0

収支計画（総表）

（単位：百万円）

区 別	金 額
費用の部	
經常費用	40,892
業務費用	30,455
一般管理費	9,389
減価償却費	1,049
収益の部	
經常収益	39,238
運営費交付金収益	23,559
業務収入	15,401
その他収入	10
資産見返負債戻入	268
財務収益	1,190
純利益（ 純損失）	465
前中期目標期間繰越積立金取崩額	0
目的積立金取崩額	0
総利益（ 総損失）	465

〔注記〕

各別表の「金額」欄の計数は、原則としてそれぞれ四捨五入によっているもので、端数において合計とは一致しないものがある。

収支計画（事業化勘定）

（単位：百万円）

区 別	金 額
費用の部	
経常費用	0
一般管理費	0
収益の部	
経常収益	1
業務収入	1
純利益（ 純損失 ）	1
前中期目標期間繰越積立金取崩額	0
目的積立金取崩額	0
総利益（ 総損失 ）	1

収支計画（試験勘定）

（単位：百万円）

区 別	金 額
費用の部	
経常費用	15,846
業務費用	11,097
一般管理費	3,957
減価償却費	791
収益の部	
経常収益	15,303
業務収入	15,263
その他収入	1
資産見返負債戻入	40
財務収益	40
純利益（ 純損失 ）	504
前中期目標期間繰越積立金取崩額	0
目的積立金取崩額	0
総利益（ 総損失 ）	504

収支計画（一般勘定）

（単位：百万円）

区 別	金 額
費用の部	
経常費用	25,046
業務費用	19,357
一般管理費	5,431
減価償却費	257
収益の部	
経常収益	23,934
運営費交付金収益	23,559
業務収入	138
その他収入	9
資産見返負債戻入	228
財務収益	1,111
純利益（ 純損失 ）	0
前中期目標期間繰越積立金取崩額	0
目的積立金取崩額	0
総利益（ 総損失 ）	0

収支計画（地域事業出資業務勘定）

（単位：百万円）

区 別	金 額
費用の部	
収益の部	
財務収益	39
純利益（ 純損失）	39
前中期目標期間繰越積立金取崩額	0
目的積立金取崩額	0
総利益（ 総損失）	39

資金計画（総表）

（単位：百万円）

区 別	金 額
資金支出	58,368
業務活動による支出	39,965
投資活動による支出	16,015
次期中期目標期間への繰越	2,389
資金収入	58,368
業務活動による収入	40,508
運営費交付金による収入	23,559
業務収入	15,715
その他収入	1,233
投資活動による収入	14,955
当中期目標期間の期首資金残高	2,906

〔注記〕

各別表の「金額」欄の計数は、原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

資金計画（事業化勘定）

（単位：百万円）

区 別	金 額
資金支出	2
業務活動による支出	0
次期中期目標期間への繰越	1
資金収入	2
業務活動による収入	1
業務収入	1
当中期目標期間の期首資金残高	1

資金計画（試験勘定）

（単位：百万円）

区 別	金 額
資金支出	16,905
業務活動による支出	14,870
投資活動による支出	746
次期中期目標期間への繰越	1,289
資金収入	16,905
業務活動による収入	15,304
業務収入	15,263
その他収入	41
当中期目標期間の期首資金残高	1,602

資金計画（一般勘定）

（単位：百万円）

区 別	金 額
資金支出	41,415
業務活動による支出	25,095
投資活動による支出	15,269
次期中期目標期間への繰越	1,052
資金収入	41,415
業務活動による収入	25,165
運営費交付金による収入	23,559
業務収入	452
その他収入	1,154
投資活動による収入	14,955
当中期目標期間の期首資金残高	1,295

資金計画（地域事業出資業務勘定）

（単位：百万円）

区 別	金 額
資金支出	46
次期中期目標期間への繰越	46
資金収入	46
業務活動による収入	39
その他収入	39
当中期目標期間の期首資金残高	7